3.コーディングマニュアル (Web 版)の改善案

実務担当者が書誌の同定や別書誌を作成すべきか否か等の判断にまよった際に、現行のコーディングマニュアルの該当項目にある説明だけで判断を下すには不十分なことが少なくない。実際、マニュアル作成時の「大枠を押さえてできるだけシンプルに」という NII のスタンスに対し、「具体例も掲載して欲しい」という実務者側の要望もあるようである。

現在、NACSIS-CAT 上の書誌に関わる規則について確認するためのツールとして、「目録情報の基準(第4版)」・コーディングマニュアル(冊子体/WEB版)・Q&Aデータベース等が用意されてはいるが、実情として問題解決の為にこれら全てに目を通し、求める回答を得るためには多大な労力を要し、ましてや初心者にとっては困難な事であると思われる。その結果、書誌の同定が十分になされないまま、安易に重複書誌が作成され、書誌の品質の低下を招くこととなっている事態が考えられる。

そこで、現在実務担当者間で最も使用される頻度が高いツールの一つと考えられ、「できるだけシンプルかつ具体例も見ることができる」という双方の要望が実現可能なツールとなりうるものとして、WEB 版コーディングマニュアルを取り上げ、書誌の品質水準の確保ひいてはレコード調整の減少を目的とした改善案の作成を試みることとした。

具体的な方法として、コーディングマニュアルの説明には記載が無いあるいは見つけにくいが、共通認識として知っておいて欲しい基礎知識及びこれまでにレコード調整の対象となっている判断に迷うような事例を、WEB 版コーディングマニュアル上の該当する項目から引くことができる形を採ることとした。

このような方法により、従来どおり見た目を煩雑にすることなく、Q&Aデータベース等の別のツールを開かなくても具体例をチェックすることが可能となり、誰もが手軽に使用できる、解りやすいツールとなるのではないだろうか。

なお、この案で提示する具体例とは Q&A データベースで提供されているような個々の資料についての質問・回答ではなく、あくまでも判断の根拠となる情報を提供するものである。

<具体例>

ここでは説明の為に、レコード調整を減らすために初心者に知っておいてもらいたい と思うような基礎知識、およびレコード調整の対象となりがちな判断に迷う例を何例か ピックアップして以下に示した。

なお、これらの例は、Q&Aデータベースからこれまで質問が多かったものや当グループ演習メンバーが経験上有用な情報であると判断したものである。

3.1 基礎知識

目録経験者にとっては当たり前のことであるかもしれないが、昨今の目録業務に携わる人員の減少や、担当者の経験年数・レベル等を考慮すると、「基準」や「マニュアル」類に記載がない、あるいは見つけ出しにくい下記のような知識を得る機会が無い可能性もありうる。

(例)

- ・大きさの計り方について、例えば 20.8cm の場合は小数点以下切り上げて 21cm と判断 する。
- ・ページ数は、資料にあるとおりに記述する。ページ数の記載がない部分は枚数に数えない。
- ・シリーズの有無で別書誌。ただし、シリーズ名がカバーにしかない場合は情報源とならない。
- ・初版によらず書誌の新規作成をする場合は、NOTE に「記述は第 刷による」と記述 する。洋書の場合は「Description based on 」
- ・NOTE に「***記述は遡及データによる」と記入されている場合は、現物を元に、作成館と協議せずにデータを修正してもよい。

3.2 判断にまよう例

たとえ経験豊富な目録担当者であっても、書誌の同定や別書誌を作成すべきか否かについての判断にまよう例は少なくない。下記は Q&A データベースやオンライン・システムニュースレター抜刷集からピックアップした一般的に判断にまよいがちである例である。判断の根拠となる回答は Q&A データベースおよびオンライン・システムニュースレター抜刷集を典拠としている。

(例)

シリーズ名の有無は別書誌の根拠とするのか?

・ シリーズ名の有無は別書誌作成の根拠となります。ただし、複数の出版物理単位から なる資料で、ある巻についてのみ、たまたまシリーズ名が抜け落ちているといったよ うな場合には、その巻のみ別書誌にするのも妙なので、同一書誌として注記で対応す ることにしています。

(管理番号 9600214100 回答日 1997/01/14)

・paperback だけのシリーズが付与されている場合も同様に別書誌レコードを作成する こととなりますので、ご注意ください。

(オンライン・システムニュースレター抜刷集 D-2)Paperback 版の扱いについて(No.24 p14))

タイトルに年次の記述があるがこれは VOL 立てにすべきか、年毎に別書誌を作成するべきか?

・本タイトルは同一で,タイトル関連情報内に年次を含んでいることでもありますので 年次は VOL 扱いとし,同一書誌にまとめる方がよいと考えます。

(管理番号 A000044600 回答日 2001/01/10)

・どこまでをタイトルと捉えるかによって記述方法は異なってきますので、一概にどちらが正しいということはできません。ただ、年表示とタイトルが不可分である場合以外は、一書誌にするのが一般的なようなので、 BN01731200 の方を採用したいと思います。

(管理番号 9600243200 回答日 1997/02/28)

・1989~1991 については、年が前置詞でつながってタイトルの一部になっているので、

現在のまま年ごとに書誌を作成した方がいいと思います。 $1992 \sim 1994$ については、分離して VOL に記録するということもできますが、(1) 情報源を見ると年も一続きのタイトルの中に入っている、(2) 1989 ~ 1991 とのかねあい、(3) すでに年ごとに書誌が作られているという理由で、現状維持とさせていただきたいと思います。

(管理番号 9600197100 回答日 1996/12/11)

・書名の頭や最後に年次、巻次が含まれている資料については、それが文法的に書名と 結びついている場合を除き、切り離して VOL にするのが適当であると思います。書名 中にある場合は、AACR2 の 12.1B6 を援用して´...´で置き換え、VOL でとるという方 法と、別書誌を作成する方法とに分かれています。しかし、12.1B6 は逐次刊行物につ いての規定ですので、あまり推奨できる方法とはいえません。本来雑誌のファイルに 入れるべきものですので、それに対応した規則がはっきり定まっていないというのが 現状です。

(管理番号 9600087900 回答日 1996/07/11)

刷によってページ数が異なる場合別書誌作成の根拠となるのか?

・オンライン・システムニュースレターの記述は、あくまでも目安を述べているだけですので、ページ数が異なれば必ず版としなければならないという趣旨ではありません。ページ数が違っていても、内容的にはほぼ変更がないと判断された場合には、刷の違いと捉え、別書誌を作成する必要はありません。

(管理番号 9600104800 回答日 1996/08/05)

・「抜刷集」の 29 ページによると、ページ数に違いがあれば別書誌にするとなっていますが、必ずそうしなければならないというわけではありません。あとがきが 1 ページ 追加された程度で本文の内容に変更がなければ別書誌にする必要はないと思います。

(管理番号 9600038200 回答日 1996/05/29)

・「オンライン・システムニュースレター抜刷集」1.1.1D-5)の記事によると、刷によってページ付けが異なる場合には版と見なすとなっていますので、これに基づき、 < BN15506778 > は別書誌にしたものと思われます。したがって、別書誌作成の根拠とはなるのですが、ページ数が違えば必ず別書誌にするというような厳密なルールであると考える必要はありません。ご質問のケースについては、特に別書誌にする必要があるとは思われませんが、上記の「抜刷集」に一応の根拠があるため、現状維持とさせていただきたいと思います。

(管理番号 9600213400 回答日 1997/01/14)

大きさが 2cm 以上違う資料はすべて別書誌となるのか?

・コーディングマニュアル 0.4.1 によりますと大きさが 2 cm以上違う場合には、新規書誌 作成の根拠となると書かれていますが、この規定は 0.4.1 の冒頭にありますように、単 行書誌単位のレコードに関する決まりです。単行書誌単位とは、『目録情報の基準』4.2.1 によれば、出版の都合等で分冊刊行されている資料の全体を指しています。 したがって、出版物理単位での大きさの違いは問題とはならず、NCR にしたがってハイフンで 結んで一つにまとめることになります。

(管理番号 9600101900 回答日 1996/07/31)

「改訂版」と記述があるが「初版」のデータと変わらない場合のレコード作成について

・奥付に「改訂版」の表示がある場合、実際に「改訂」を意味したものであるかどうか、 つまり別書誌を作成するかどうかは目録担当者の判断によると思われます。ただし、 頁数の違いがなく、前書き等からも「改訂」と判断できないような場合には、注記に とどめるほうがよいと考えます。

(管理番号 9400119200 回答日 1994/09/19)

注意!

掲載する具体例に対する NII の回答や基礎知識の情報は過去の規則と変更している場合 も考えられるため、常に現行の規則や見解に合致したものである必要がある。